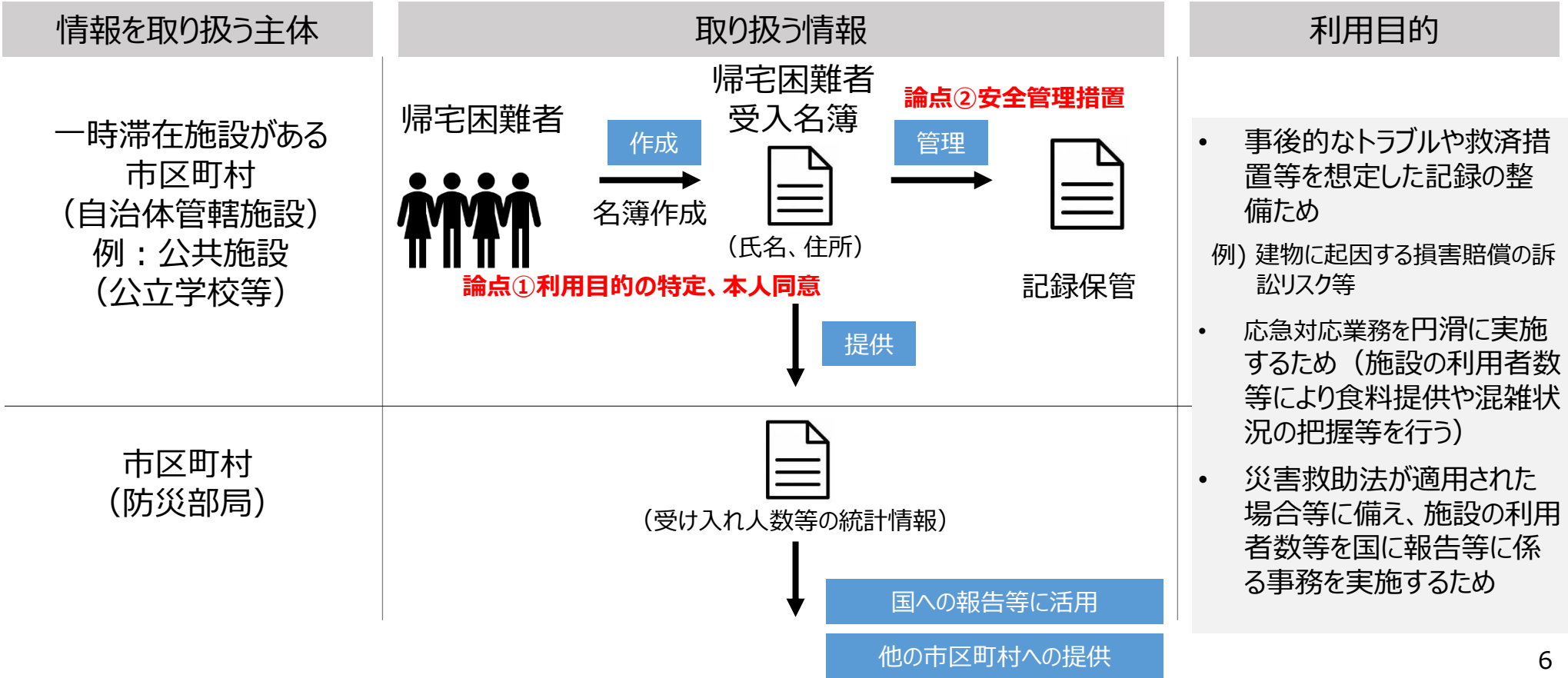


- 大都市圏における災害時に公共交通機関の停止等による多くの帰宅困難者の発生への備えとして、自治体は自治体が管轄する施設を一時滞在施設として利用することを想定している。
- 自治体は、災害における運用の際、帰宅困難者本人が記入する、帰宅困難者受け入れ名簿を作成する。
- 自治体は、帰宅困難者名簿の情報を用いて、帰宅困難者の把握や、避難人員の国への報告のために活用したいと考えている。

ケース 2. 一時滞在施設の管理者が市区町村の場合





想定されるケース

- 個人情報保護法**第69条第2項**において個人情報の利用目的以外の目的のための利用及び提供について規定されており、**第2項1号で本人の同意があるとき、4号で本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になる場合およびその他保有個人情報を提供することについて特別な理由があるときは、提供できるとされている。**



論点

- 自治体は、**収容状況や支援内容の記録整備等のため、個人情報の取得が推奨されている。**また、応急対応業務を円滑に実施するため、施設の利用者数等により食料提供や混雑状況の把握等を行う必要がある。
- 帰宅困難者受け入れ名簿は、**帰宅困難者本人が一時滞在施設に滞在する際に書面により記載するものであり、記載時に本人同意を取得することが可能である。当該自治体における内部利用のみならず、帰宅困難者が居住している自治体等へ情報提供する可能性があるため、当該自治体は帰宅困難者受け入れ時に、帰宅困難者が居住している自治体への情報提供等を含めた利用目的を定め、利用目的を明示する必要がある。その際、自治体においては、定めた利用目的について、本人の同意を取得することが望ましいのではないか。**
- なお、一時滞在者施設に帰宅困難者が殺到するなど、**情報の提供に関して事前に本人同意を取得できなかった場合においても、避難者への各種支援を実施するために個人情報を提供することから、第69条第2項第4号「明らかに本人の利益になる場合」に該当し、情報提供することができるのではないか。**その際は、下記について考慮する必要があるのではないか。
 - ①帰宅困難者が、一時滞在施設の協定相手である自治体に居住する場合
配偶者からの暴力（DV）やストーカー行為の被害者等であって、所在情報を秘匿しているか否かの確認が可能である。
そのため、**提供に当たって予め自治体において、住民基本台帳の閲覧等制限がされていないことを事前に確認する。**
 - ②帰宅困難者が、一時滞在施設の協定相手である自治体に居住しない場合
帰宅困難者が旅行者等、一時滞在施設の協定相手である自治体に居住しない場合は①の確認をすることができない。この場合、①の確認が可能である**帰宅困難者が居住する自治体への提供のみ可能とする。**

利用目的

※国への報告の例

例1. 自治体は、災害救助法が適用された場合に、避難人員の統計情報について施設管理者に情報提供を求め、国へ報告する。

※自治体での内部利用

例1. 自治体は、（施設の利用者数等により食料提供や混雑状況の把握等を行うことで）災害対応業務を円滑に実施するため、帰宅困難者名簿を内部利用する。

例2. 自治体は、災害救助法が適用された場合に備え、避難人員の統計情報を把握するため、帰宅困難者名簿を内部利用する。



(利用及び提供の制限)

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。



想定されるケース

- 一時滞在施設に入る際に帰宅困難者に対して、**施設運営員が同意承諾事項を含む施設利用ルールと受入れ名簿を提示し、利用ルールへの本人同意と個人情報（氏名、住所、連絡先）を取得した。**



論点

- 自治体が管轄施設を利用した一時滞在施設の運営に関する規定がある場合は、その中で**名簿情報の提供範囲、提供形式・保存方法、当該情報項目の管理責任者を定めておくことが望ましいのではないか。その際、他自治体からの応援職員も当該情報を取り扱う可能性があること等も考慮する必要があるのではないか。**
- 例えば、以下のような規定を設けることが考えられるのではないか。
 - ① 名簿は、自治体職員をはじめとした災害対応の関係者のみ閲覧することとする。なお、自治体職員以外が閲覧を行う場合は、管理責任者の確認を必要とすることとする。
 - ② 受入名簿は厳格管理を行う。
 - 紙面で作成した場合は、金庫への保管、データにて作成した場合は、ID/PWが付与されている関係者のみとする。
 - 誰でも閲覧できる場所に名簿を置かないなど、取扱いに留意する。
 - ③ 管理責任者は自治体管理の施設長